

合同建設工業株式会社 様

環境クリエイト株式会社

(事業所名) 環境クリエイト(株) ラボラトリ

(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3

(登録番号) 計量証明事業登録 第677号

環境計量士

第3195号(濃度)

渡辺 智美

[illegible]

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	単 位	計 量 の 方 法
	浸 透 水		
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.3
全シアン	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5
有機燐化合物	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1 及び 7.2.3
鉛	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.3
六価クロム	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.5
砒素	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.3
総水銀	0.00005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1
チオベンカルブ	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.2
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 第 3
クロロエチレン	0.0002 未満	mg/L	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表第 2

備 考

- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。
- ・全シアン、アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルは、定量下限値未満の場合を「検出されない」（環境大臣が定める方法において定量限界を下回る）こと、地下水基準における「検出されないこと」に適合します。



合同建設工業株式会社 様

環境クリエイト株式会社

(事業所名) 環境クリエイト(株) ラボラトリ

(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3

(登録番号) 計量証明事業登録 第677号

環境計量士

第3195号(濃度) 渡辺 智美

[illegible]

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果		単 位	計 量 の 方 法
	地 下 水 上 流	地 下 水 下 流		
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.3
全シアン	0.1 未満	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5
鉛	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.3
六価クロム	0.002 未満	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.5
砒素	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.3
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1
チオベンカルブ	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.2
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 第 3
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表第 2
備 考 ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。 ・全シアン、アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルは、定量下限値未満の場合を「検出されない」（環境大臣が定める方法において定量限界を下回ること）といい、地下水基準における「検出されないこと」に適合します。				